

調停の申立てについて（環境局関係）

次のとおり調停を申し立てる。

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 申立人 大 阪 市 相手方 大阪車輛工業株式会社 2 大阪簡易裁判所 土壤汚染対策費用負担等請求調停申立事件	城東区森之宮2丁目2番3、23及び24の土地（以下「本件各土地」という。）について大阪市土地開発公社（以下「公社」という。）から権利の承継を受けた本市は、相手方に対し、本件各土地について判明した土壤汚染に関し、相手方及び公社との間で平成18年2月28日に締結された合意書に基づき、土壤汚染の範囲を確定し、その汚染土壤を関係法令に基づき適正に処理するための費用（以下「本件対策費用」という。）の応分の負担を求めたところ、相手方がこれに応じなかったため、相手方に対し、当該合意書に基づく本件対策費用の応分の負担又は本件対策費用に相当する額の損害賠償を求めるもの

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

土壤汚染対策費用の負担等を求める調停を申し立てるため、この案を提出する次第である。